

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和元年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島中央農業協同組合				登録検査 機関の 名称	
抹消				変更のあった農産物検査員	
脇舛 剛吏	栗井 秀英	山野 毅	高盛 洋起	氏名	
東広島市黒瀬町乃 美尾一九番二号	東広島市八本松飯 田八丁目一九番二 二一七―C一〇一 号	東広島市西条町郷 曾三六九番九八号	東広島市豊栄町安 宿三八七一番地	住所	
もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆	農産物検査を行う農産物の種類	
令和元年 七月一〇 日				変更 年月日	